

専門部会運営規程

第1条 本規程は、熊野第一小学校PTA会則第10条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第2条 本会の活動は、主として専門部会が分担してこれに当るものとする。

2 専門部会の各部長及び副部長は、学年委員から互選により選出するものとする。

3 運営委員会は、専門部会の連絡調整を図ることとする。

4 会長は、全体の活動を統括することを原則とする。

第3条 専門部会は、それぞれの分担範囲において自由に活動するが、常に部員と連絡協力し、運営委員会に活動状況を報告し、かつ、部会毎に記録簿を備えて、その活動状況を記録するものとする。

第4条 常置の専門部会の部員は、学年委員が分担してこれに当る。

第5条 各専門部会は、正・副部長と部員の合議によって運営する。

第6条 常置の専門部会の活動目標は、次の通りとする。

2 生活指導部会

交通安全指導、プール開放等の調整に当る。

3 広報部会

PTA活動や児童の学校生活の様子を記録し、会員に伝えることを目的として広報活動を行う。

4 環境整備部会

校内整備等、会員及び児童の保健と福祉厚生を図る。

5 教養部会

会員の一般教養と教育的識見の向上を図るため、講習・講演・見学その他の適当な行事計画と実施に努める。

6 PTC部会

PTC活動は、会員と児童の親睦を図るために行うもので、PTC活動の日程や場所等の総合調整、PTC活動の記録に努める。

第7条 各専門部会は、必要に応じ会長の承認を得て、部長が招集する。

第8条 必要の生じた時は、臨時に専門部会を設置することができる。

第9条 この規程は、運営委員会の議決を得なければ改正することはできない。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

改定 令和7年9月25日

小学校 PTA 学年委員選出規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊野第一小学校 P T A 会則第 5 条第 6 項の規定に基づき、学年委員の選出の方法に関し必要な事項を定める。

(選出委員会)

第 2 条 学年委員を選出するため選出委員会を設置する。

2 選出委員会は、運営委員会のうち、常任委員以外の者をもって組織する。

3 選出委員会は、会長が招集する。

(定数)

第 3 条 学年委員の定数は、当該年度の各学年の児童数及び各専門部会の活動内容を勘案し、会則で定める人数を超えない範囲で会長が定める。

(学年委員の選出)

第 4 条 学年委員は、立候補及び抽選により選出する。

2 選出方法は、立候補を優先する。

3 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の中から抽選とする。

4 立候補者が定数に達しない場合には、立候補していない保護者の中から抽選とする。

5 複数児童が在籍しており、長子で学年委員に就いていない場合は、次子で立候補をしても長子を学年委員として優先する。

6 複数児童が在籍しており、同一の者が、同時に二つ以上の学年委員に選出された場合は、原則として長子を優先して選出する。

7 学年委員長は、各学年毎に学年委員の中から互選により選出する。

8 保護者に特別な事情がある場合は、選出委員会の承認を得て、例外的に学年委員を免除することができるものとする。

(選出の方法)

第 5 条 選出委員会は、毎年新年度までに選出用紙等（紙によるもの、または電子的手段によるもの）を準備し、保護者に配布しなければならない。

2 保護者は、選出用紙等に必要事項を回答し、選出委員会の定める日までに所定の方法で提出しなければならない。ただし、新一年生については、この限りでない。

3 会長は、前項の選出用紙等を集計し、学年委員を選出するため選出委員会を招集し、開票を行わなければならない。

4 開票作業は、内外から疑惑を持たれないよう公正・公平に行わなければならない。

(その他)

第 6 条 学年委員の選出については、この規程に定めるもののほか、選出委員会において決定する。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

改定 令和 7 年 9 月 2 5 日

表彰規程

第1条 会員または会員以外の者で、本会に功労のあった者で運営委員会においてこれを認めた者に対し、運営委員会の決定による記念品と表彰状感謝状を贈り表彰することができる。

第2条 児童で、会員が等しく認める篤行のあった場合、運営委員会の承認を経て記念品と表彰状を贈り、これを表彰することができる。

第3条 この規程は、運営委員会の承認を経なければ改正することはできない。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

改定 令和6年10月1日

謝恩規程

第1条 本校職員転・退職の場合は、2,000円程度の記念品を贈る。

第2条 前1条の外異例のものについては、運営委員会で決定する。

第3条 この規程は、運営委員会の承認を経なければ改正することはできない。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

改定 令和6年10月1日

慶弔規程

第1条 弔事

- 1 児童の保護者死亡の際は、香典（5,000円）を贈る。
- 2 児童死亡の際は、香典（10,000円）を贈る。
- 3 本校職員死亡の際は、香典（10,000円）を贈る。但し、次の運営委員会で承認を求める。

第2条 前条の規定によって贈った何れの場合を問わず、返しは受けない。

- 2 前規定を運用する場合、特別の事情のある場合は、別に考慮することができるが、必ず次の運営委員会で承認を求める。
- 3 町内有志（町三役・地教委など）の変更の場合は、6校協議の上其の意を表す。

第3条 この規程は、運営委員会の承認を経なければ改正することはできない。

附 則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和2年度の事業から適用する。

改定 令和6年10月1日

熊野第一小学校 PTA 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、熊野第一小学校 PTA（以下「本 PTA」という）が会員（保護者等）の個人情報を適正に取り扱い、その権利および利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「個人情報」とは、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、児童の氏名・学年・クラスその他個人を識別できる情報をいう。

(取得)

第3条 本 PTA は、必要な範囲内でのみ個人情報を取得し、利用目的を明示したうえで、適法かつ公正な手段により取得する。

(利用目的)

第4条 取得した個人情報は、以下の目的に利用する。

- ・ PTA 活動の運営・連絡・通知
- ・ 各種行事の案内および参加依頼
- ・ 委員・役員の選出および連絡
- ・ 緊急時の連絡
- ・ その他、本 PTA の目的を達成するために必要と認められる範囲

(第三者提供の制限)

第5条 本 PTA は、法令に基づく場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しない。

(安全管理措置)

第6条 本 PTA は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するため、適切な安全管理措置を講じる。

(情報の開示・訂正・削除)

第7条 本人から自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等の申し出があった場合は、速やかに対応する。

(委託)

第8条 PTA 業務の一部を外部に委託する場合は、個人情報保護に十分な措置を講じている事業者を選定し、適切な管理を行う。

(規程の見直し)

第9条 本規程は、社会情勢の変化や法令の改正等に応じて適宜見直すものとする。

(保管期間)

第10条 本会が収集した個人情報は、原則として、当該児童が在学している期間に限り保管するものとし、卒業後または転出後、速やかに適切な方法により廃棄または消去する。ただし、兄弟姉妹が引き続き在学している場合は、保護者がPTA活動に関与する可能性を考慮し、当該兄弟姉妹が卒業または転出するまでの期間、保管を継続することができる。

第11条 この規程は、運営委員会の議決を得なければ改正することはできない。

附則

この規程は、運営委員会の議決をもって施行し、令和7年9月25日より適用する。